

議案第25号

三朝町保育所における保育に関する条例及び三朝町保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町保育所における保育に関する条例及び三朝町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成27年3月5日

三朝町長 吉田 秀光

三朝町保育所における保育に関する条例及び三朝町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

（三朝町保育所における保育に関する条例の一部改正）

第1条 三朝町保育所における保育に関する条例（平成19年三朝町条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「削除条」という。）を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。）に改める。

改正後	改正前
<u>三朝町保育所の使用料を定める条例</u>	<u>三朝町保育所における保育に関する</u>

## 条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第2項第2号の規定により、保育所における保育に関し必要な事項を定めるものとする。

### (趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第164号）第228条第1項の規定に基づき、三朝町保育所の設置及び管理に関する条例（平成19年三朝町条例第24号）第2条に規定する保育所（以下「保育所」という。）の使用料の徴収について必要な事項を定めるものとする。

### (保育所における保育の基準等)

第2条 保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項の認定を受けた保育所（以下「認定こども園」という。）を除く。）における保育は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

(1) 昼間に居宅外で労働することを常

態としていること。

(2) 昼間に居宅内で当該児童と離れて  
日常の家事以外の労働をすることを常  
態としていること。

(3) 妊娠中であるか又は出産後間がな  
いこと。

(4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、  
又は精神若しくは身体に障害を有して  
いること。

(5) 長期にわたり疾病の状態にあるか  
又は精神若しくは身体に障害を有する  
同居の親族を常時介護していること。

(6) 震災、風水害、火災その他の災害  
の復旧に当たっていること。

(7) 町長が認める前各号に類する状態  
にあること。

2 認定こども園における保育は、次の場  
合に行うものとする。

(1) 児童の保護者のいずれもが前項各  
号のいずれかに該当することにより、  
当該児童を保育することができないと  
認められる場合であつて、かつ、同居  
の親族その他の者が当該児童を保育す  
ることができないと認められる場合

(2) 前号に掲げる場合以外の場合で児  
童の保護者が保育を希望する場合（当  
該児童が満3歳以上の場合に限る。）

3 前項第2号の場合における保育は、児  
童が満3歳に達する日の属する年度の翌  
年度以降から実施する。

(使用料)

第2条 保育所の使用料の額は、子ども・子  
育て支援法（平成24年法律第65号。以下

「法」という。)第27条第3項第1号に掲げる額とする。

(利用者負担の徴収)

第3条 町長は、前条の使用料のうち、法第27条第3項第2号の規定により町長が別に定める額を利用者負担額として同条第1項に規定する特定・教育保育を受ける子どもの保護者から徴収するものとする。

2 前項の場合において、前条の使用料から同項の利用者負担額を控除した額は、法第27条第1項に規定する施設型給付費をもってあてるものとする。

(委任)

第4条 この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

(費用徴収)

第3条 町長は、法第56条第3項の規定により、保育所における保育に係る児童の扶養義務者から、別に規則で定める額(以下「保育料」という。)を徴収する。

(保育料の減免等)

第4条 町長は、扶養義務者の死亡、災害その他特別な理由により保育料の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、その事由がやむまでの間、保育料の全部又は一部を減免又は猶予することができる。

(委任)

	<p><u>第5条 この条例に定めるもののほか、申込手続その他保育所における保育に関し必要な事項は、町長が別にこれを定める。</u></p>
--	--

(三朝町保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 三朝町保育所の設置及び管理に関する条例(平成19年三朝町条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 本町は、<u>保育を必要とする</u>乳児又は幼児を保育することにより児童の健全な育成を図るため、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第35条第3項の規定に基づき、法第39条に規定する保育所を設置する。</p> <p>(休所日)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 保育所(認定こども園に限る。)の休所日は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) <u>子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第19条第1項第2号及び第3号に掲げる者として同法第27条第1項に規定する特定教育・保育(以下</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 本町は、<u>保育に欠ける</u>乳児又は幼児を保育することにより児童の健全な育成を図るため、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第35条第3項の規定に基づき、法第39条に規定する保育所を設置する。</p> <p>(休所日)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 保育所(認定こども園に限る。)の休所日は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) <u>三朝町保育所における保育に関する条例(平成19年三朝町条例第25号)第2条第2項第1号に規定する場合により保育を受ける場合</u> 前項各号に掲</p>

「特定教育・保育」という。）を受ける  
場合 前項各号に掲げる日

- (2) 子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に掲げる者として特定教育・保育を受ける場合 前項各号に掲げる日及び土曜日

### 3 略

(保育時間)

第6条 保育所(認定こども園を除く。)の保育時間は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。)第4条第1項の規定により、保育の利用について、1月当たり平均275時間(1日当たり11時間までに限る。)までの保育必要量(以下「保育標準時間」という。)の認定により保育を受ける場合(次号に掲げる場合を除く。)

午前7時15分から午後6時30分まで

- (2) 府令第4条第1項の規定により、保育の利用について、1月当たり平均200時間(1日当たり8時間までに限る。)までの保育必要量(以下「保育短時間」という。)の認定により保育を受ける場合 午前8時15分から午後4時15分まで

2 保育所(認定こども園に限る。)の保育時間は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 保育標準時間により保育を受ける

げる日

- (2) 三朝町保育所における保育に関する条例第2条第2項第2号に規定する場合により保育を受ける場合 前項各号に掲げる日及び土曜日

### 3 略

(保育時間)

第6条 保育所(認定こども園を除く。)の保育時間は、午前7時15分から午後6時30分までとする。

2 保育所(認定こども園に限る。)の保育時間は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 三朝町保育所における保育に関する

<p>場合 午前7時15分から午後6時30分まで</p> <p>(2) <u>保育短時間により保育を受ける場合及び子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に掲げる者として特定教育・保育を受ける場合</u> 午前8時15分から午後4時15分まで</p> <p>3 略</p>	<p><u>る条例第2条第2項第1号に規定する場合により保育を受ける場合(規則で定める場合を除く。)</u> 午前7時15分から午後6時30分まで</p> <p>(2) <u>三朝町保育所における保育に関する条例第2条第2項第2号に規定する場合により保育を受ける場合及び規則で定める場合</u> 午前8時15分から午後4時15分まで</p> <p>3 略</p>
--	---

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。